

暮らし ————— 2面	イベント ————— 4・5・8面
住宅・まちづくり — 2面	▶新宿クリエイターズ・フェスタ いよいよ開幕
福祉 ————— 4・5面	施設 ————— 5・6面
子ども・教育 — 3・4・5・8面	▶10月からの保育料等の無償化に向けて申請手続きが必要な方がいます
▶メニューコンクール たんぱく質がとれるメニューを募集	人材募集 ————— 7面
	保健・衛生 ————— 6・7面
	▶がん検診に行こう

しんじゅくコール ☎03-3209-9999 聴覚に障害がある方で「ファックス番号のない記事」へのお問い合わせは、しんじゅくコールのファックスをご利用ください。
 土・日曜日、夜間もご案内 受付時間:午前8時~午後10時 FAX 03-3209-9900

誰もが地域で安心して暮らし続けられるように ご存知ですか? 成年後見制度

成年後見制度は、認知症・知的障害・精神障害などにより、判断能力が十分でない方の権利を守るための民法に基づく制度です。成年後見人等が本人の意思を尊重し、法律面や生活面でその人らしい生活を送れるよう支援します。



判断能力が十分でないために
次のようなことでお困りの方は
成年後見制度の利用をご検討ください

物忘れが多く
通帳をなくすなど
お金の管理が
できない



施設入所や
福祉サービスの
契約が難しい



成年後見人等がお手伝いします

◎財産の管理

本人の資産や収支状況を把握し、本人のために必要かつ相当な支出を計画的に行い、資産を安全に管理します。

◎生活・医療・介護・福祉に関わる契約

本人がその人らしい生活を送るため、介護サービスの利用や施設への入所契約などを本人に代わって行います。

●成年後見人等の主な担い手

▶親族、▶弁護士等の専門家、▶市民後見人、▶法人(社会福祉協議会等)ほか
 ※誰を成年後見人にするかは、家庭裁判所が決定します。

成年後見制度のご相談は 新宿区成年後見センターへ

電話と窓口で相談をお受けしています。

【相談日時】月~金曜日午前8時30分~午後5時

☎(5273)4522・☎(5273)3082

高田馬場1-17-20、区社会福祉協議会内

🌐<http://www.shinjuku-shakyo.jp>

●法人後見事業を実施しています

~区社会福祉協議会が法人として成年後見人等になりお手伝いします
 新宿区成年後見センター(区社会福祉協議会内)に担当職員を配置し、必要な支援を行います。詳しくは、同センターへお問い合わせください。



成年後見制度の利用に必要な費用を助成しています

制度の利用を開始する際に必要な申立費用と、利用開始後の成年後見人等に対する報酬を助成しています。助成には、財産や収入等の要件があります。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【問合せ】地域福祉課福祉計画係(本庁舎2階)☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

市民後見人養成基礎講習

弁護士等の専門家や親族ではなく、一般市民が身近な立場で成年後見活動を行う「市民後見人」を養成しています。

講習では、成年後見制度の仕組みや知識、後見人等としての心構え等を学びます。受講申請書類は事前の受講説明会(右記)で配布し、書類選考で受講者を決定します。詳しくは、お問い合わせください。新宿区ホームページでもご案内しています。

【日時】10月2日(水)・9日(水)・18日(金)・30日(水)、11月6日(水)・15日(金)、全6回。いずれも午後1時から(4時間程度)

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
 【対象】区内在住・在勤・在学または区内で高齢者・障害者等に関わる社会貢献活動の実績があり、講習受講後に市民後見人として活動できる方

あなたの力を
地域の「成年後見人」として
生かしてみませんか?



施設を訪問して本人の話を聞く市民後見人

●受講説明会にご参加を

市民後見人養成基礎講習の受講を希望する方は必ずご参加ください。市民後見人の活動や講習の内容を説明します。

【日時】8月7日(水)午後2時~3時
 【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)
 【申込み】8月5日(必着)までに、電話かほかき・ファックス(2面記入例のほかファックス番号(お持ちの方)を記入)または直接、地域福祉課福祉計画係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎2階)☎(5273)3517・☎(3209)9948へ。

※日程に都合がつかない場合はご連絡ください。

任意後見講座・任意後見事業説明会

「これから」を考えてみませんか?

任意後見制度は、いざ判断能力が不十分な状態になった場合に備えてあらかじめ支援者(任意後見人)と支援の内容を、自分で決めておくことができる仕組みです。

①任意後見講座

【日時】9月4日(水)午後1時30分~2時50分

【対象】区内在住・在勤・在学の方、区内在住の方の親族、40名

【内容】任意後見制度の仕組み、利用までの流れ(講師は伊藤知加子/司法書士)

②任意後見事業説明会

【日時】9月4日(水)午後3時~4時

【対象】区内在住の方、区内在住の方の親族、40名

【内容】区社会福祉協議会の任意後見事業の内容、利用方法ほか

………<①②共通>………

【会場】区社会福祉協議会(高田馬場1-17-20)

【申込み】電話かほかき・ファックス・電子メール(2面記入例のほか①②の別、区内在住・在勤・在学・区内在住者の親族の別、ファックス番号(お持ちの方)を記入)で、8月28日(必着)までに新宿区成年後見センター(〒169-0075高田馬場1-17-20)☎(5273)4522・☎(5273)3082・✉sk@shinjuku-shakyo.jpへ。応募者多数の場合は抽選。結果は落選者にもお知らせします。